

贈与税非課税措置に係る

対象家屋であることを証する書類一覧

1 住宅の新築又は新築住宅の取得をする場合

次のいずれかの書類

住宅性能証明書

建設住宅性能評価書

認定長期優良住宅に係る認定通知書及び認定長期優良住宅建築証明書等

2 既存住宅を取得する場合

次のいずれかの書類

住宅性能証明書

(当該取得の前日2年以内又は取得の日以降に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。)

建設住宅性能評価書の写し

(当該取得の前日2年以内又は取得の日以降に評価されたもので、当該住宅の家屋に関し、次のいずれかの性能を有していることが証明されたものに限る。)

ア 日本住宅性能表示基準別表2-1の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級2又は3であるもの。

イ 日本住宅性能表示基準別表2-1の1-3その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)に係る評価が免震建築物であるもの。)

3 住宅の増改築等をする場合

次のいずれかの書類

住宅性能証明書

建設住宅性能評価書の写し

(当該増改築等後の住宅の家屋に関し、次のいずれかの性能を有していることが証明されたものに限る。)

ア 日本住宅性能表示基準別表2-1の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級2又は3であるもの。

イ 日本住宅性能表示基準別表2-1の1-3その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)に係る評価が免震建築物であるもの。)

増改築等工事証明書(租特規則第23条の5の2第5項第1号ホ(震災特例規則第14条の2第6項第1号ホ)に規定する書類)

注意(租特政令第40条の4の2第3項第1~5号までの分類による必要書類の整理)

根拠条文	工事内容	必要書類
租特政令第40条の4の2第3項第1号 震災政令第29条の2第3項第1号	増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(第1号工事)	又は +
租特政令第40条の4の2第3項第2号 震災政令第29条の2第3項第2号	区分所有する部分の床(主要構造部である床)等の過半について行う修繕又は模様替(第1号工事以外のもの)(第2号工事)	
租特政令第40条の4の2第3項第3号 震災政令第29条の2第3項第3号	家屋のうち居室等の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替(第1号、第2号以外のもの)(第3号工事)	
租特政令第40条の4の2第3項第4号 震災政令第29条の2第3項第4号	建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定等に適合させるための修繕又は模様替(第1号、第2号、第3号以外のもの)(第4号工事)	
租特政令第40条の4の2第3項第5号 震災政令第29条の2第3項第5号	エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土交通大臣と協議して定める基準に適合させるための修繕又は模様替(第1号、第2号、第3号、第4号以外のもの)(第5号工事)	若しくは 又は